

令和6年12月26日

第 12 回

須崎市農業委員会総会 議事録

仰 裁	会 長	事務局長	次 長	係

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2. 開会日時 令和6年12月26日(木) 午後2時

3. 出席委員 (農業委員7名) 古谷会長
津野委員 宮田委員 橋田委員
横山委員 堅田委員 大野委員

(推進委員6名) 高橋委員 三本委員 谷本委員
森田委員 谷脇委員 坂本委員

4. 欠席委員 (農業委員1名) 武田会長職務代理者
(推進委員2名) 和田委員 森光委員

5. 出席職員 (事務局2名) 梅原局長 坂本次長

6. 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について

7. 報告事項 [1] 農地法施行規則第29条第1項に係る届出について

8. その他

開会宣言	古谷会長 只今から、令和6年第12回須崎市農業委員会総会を開催いたします。 梅原局長 本日は7番 和田委員、9番 森光委員、15番武田委員から欠席の連絡をいただいております。
議長	古谷会長 本日はよろしくお願いします。 それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名させていただきますよろしいでしょうか。
意見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	古谷会長 それでは、本日の議事録署名人は1番 津野委員、2番 高橋委員、よろしくお願いいたします。
議長	古谷会長 それでは日程第2、議事に入らせていただきます。農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号1から番号3まで議案書をもとに朗読】
補足説明	坂本次長 補足説明をします。 番号1は、米を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と子が年間250日、妻と子の妻が年間100日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後も引き続き米を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号2は、野菜と果樹を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間200日農作業に従事し

	ています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後も野菜を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号3は、茗荷、シシトウ、野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と妻が年間350日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は野菜を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議 長	古谷会長 関係委員のご意見をお願いします。
意 見	13番 坂本委員
	番号1について、この田については土地改良事業で整備した土地であり、譲渡人は高齢のため栽培管理できないということで、今までも譲受人が水稻を栽培していたようです。今回の申請は問題ありません。 番号2についても、譲受人と共に現地確認してきました。譲渡人は両親を亡くし、1人で管理するのは難しいということで、譲受人の隣接農地であることから、今までも譲受人が借り受けて作っているそうです。今後も今まで通り野菜を作っていくそうで、問題はありません。 3番 宮田委員 番号3について現地確認してきましたが、農作物を作るということですが、現在何も作っておらず、小屋も建っているため、農地として使うかどうか、問題ないかを審議をお願いしたいと思います。農業用倉庫ではあると思いますが、農地として使うという事になるのでしょうか。
議 長	古谷会長 ご意見はございませんか。色々話はしていますが、耕そうと思えばできないこともなく、農業者が購入して利用するという事ですし、問題ないという事で構いませんか。番号1や番号2についても何かありませんか。
審 議	古谷会長 何かご意見はありませんか。異議がないようでしたら、番号1から番号3まで許可する事としてご異議ございませんでしょうか。

	その真正なることを証して署名する。 議 長 1 番 2 番
--	---